

議 事 概 要

会議の名称	第1回豊中市健康福祉審議会		
開催日時	令和4年（2022年）7月7日（木）14時00分～16時00分		
開催場所	豊中市役所別館3階研修室 （Zoom可）	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可
事務局	福祉部地域共生課	傍聴者数	1人
公開しなかった理由			
出席者	委員	牧里委員（会長）、濱島委員（副会長）、石川路子委員、石川久仁子委員、前田委員、大坪委員、谷川委員、小池委員、滝下委員、平岡委員、淵上委員、波多野委員、澤村委員、多田委員、武市委員、永井委員、上田委員、金山委員以上、18人（欠席：星名委員、野津委員）	
	事務局	○福祉部 宮城部長、甲斐次長（地域共生課長）、森次長（福祉事務所長） （地域共生課）良本主幹、室田、平松、池田 堂本福祉指導監査課長、酒井障害福祉課長、山岸長寿社会政策課長、北村長寿安心課長 ○健康医療部 山羽保健予防課長、健康政策課中村主幹 ○危機管理課 安井課長 ○市民協働部 濱政市民協働部参事兼くらし支援課長 ○こども未来部 厚東こども未来部次長兼こども政策課長 ○豊中市社会福祉協議会（以下、市社協） 今井常務理事、勝部事務局長、佐藤生活支援課長	
	その他		
議題	<p>案件1 会長・副会長の選任について</p> <p>案件2 『第4期豊中市地域福祉計画』の進捗管理について</p> <p>① 令和3年度（2021年度）第2回会議の意見と取り組みについて</p> <p>② 『第4期豊中市地域福祉計画』期間中の新たな取り組みについて</p> <p>③ 『第4期豊中市地域福祉計画』掲載指標について</p> <p>案件3 『第5期豊中市地域福祉計画』策定スケジュールについて</p>		
審議等の概要	別紙のとおり		

議事要旨

○事務局より配布資料の確認、定足数等の報告。

【案件1】会長・副会長の選任について

(委員)

- ・長年、健康福祉審議会の会長をされ、地域福祉の学識のある牧里委員に、引き続き会長をお願いしたい。
- ・昨今のヤングケアラー問題や、その他福祉のことにもお詳しい濱島委員に副会長をお願いしたい。

(議長)

- ・牧里委員を会長に、濱島委員を副会長に推薦するという意見がでたが、いかがか。
- ・(委員一同 異議なし)

・牧里委員が会長に、濱島委員が副会長に就任

案件2 『第4期豊中市地域福祉計画』の進捗管理について

- ① 令和3年度(2021年度)第2回会議の意見と取り組みについて
- ② 『第4期豊中市地域福祉計画』期間中の新たな取り組みについて

(委員)

- ・地域共生推進員について、配置や仕事内容など具体的に教えてほしい。

(事務局) 市社協

- ・市から豊中市社会福祉協議会(以下、「市社協」という。)に委託されている事業である。
- ・18名のコミュニティソーシャルワーカー(以下、「CSW」という。)がおり、全体の制度の課題などを取りまとめ、仕組みを作っていく位置づけでプラス1名になっている。
- ・豊中市での大きなテーマが、学校と福祉の連携である。ひきこもりになる多くの人達が、学校で不登校になっていた経過が多いことや、子どもの貧困の問題があるということで、様々な問題について早くから学校と福祉が連携できるように地域共生推進員の取り組みを進めている。
- ・昨年はスクールソーシャルワーカー(以下、「SSW」という。)とCSWの交流会をし

たり、モデル校をつくったり、学校に連携のためのパンフレットを作って配布するなどした。不登校が続いているときに、学校の中だけで考えるのではなく、福祉と連携できるということをご提案して、かなり多くのケースの相談を受けることができた。

- 外国人の問題も、コロナ禍で課題が浮き彫りになってきた。技能実習生や学校にルーツのある子供たちなどの問題についても、実態が把握しづらいこともあり、これまでなかなか手つかずの状態であったが、推進員の配置とプロジェクトの実施によって少しずつ実態が明らかになった。

(会長)

- CSWは個別の相談に応じながら、つないでいくということが主な役割で、地域共生推進員は仕組みを作ったり、プログラムを具体化することで連携しているということか。

(事務局) 市社協

- そのとおりです。

(会長)

- 豊中市では、市社協に事業を委託しているが、全国では自治体職員が直接当たっているところもある。
- 重層的支援体制整備事業の相談支援包括化推進員の予算を地域共生推進員に使っているのか。

(事務局)

- 重層的支援体制整備事業の補助を活用している。

(会長)

- イメージとしては、重層的支援体制整備事業は自治体の責任でやりなさい、となっていて、それをやるために推進員を置くという作りになっていると思うが、市社協にお願いした意図を教えてください。

(事務局)

- 豊中市では、地域の活動は古くから小学校区を単位として、社会福祉協議会と校区福祉委員会と民生委員・児童委員が行ってきた。
- 市社協のCSWが小学校区単位の小さな地域であっても、現状を良く知りながら活動してきた。地域共生推進員は、地域とも連携しながら様々な分野にまたがって調整していただける、CSWを支えてきた市社協が適任ということをお願いした。

(会長)

- 重層的支援体制整備事業は、CSWが活躍する環境をつくるというのが目的だと思う。
- CSWがいるだけでは駄目で、仕組みをつくるためには、職種連携や地域強化事業などを組み合わせないと上手くいかない。そういう趣旨の作りである。
- 庁内連携を強化するとともに、広域的に、労働関係、金融関係、産業関係なども含めて包括支援をつくり出さなければならない。
- 地域共生推進員を市役所に置かないで、上手くいくのかなと疑問に思う。
- 40万人都市で、一人の地域共生推進員でどこまでできるのかという現実問題もあるが、国が考えていることを豊中なりに意味を考えて、この2つのプロジェクトを組んでいるのはわかった。

(事務局)

- 豊中市の場合、地域包括ケアシステム推進総合会議という大きな会議体があり、そこに様々な方が入っている。そのため、重層的支援体制整備事業は地域包括ケアシステム推進総合会議を補完する、上手く動かすための一つの手法だと考えている。
- 多機関協働推進事業で庁内連携や関係機関との連携はしっかりしている。CSWやその他の方々も活躍できるような土壌づくりはそちらの方でしっかりしているので、地域共生推進員については、具体的なプロジェクトを動かすための手法として位置づけている。

(会長)

- 地域包括ケアシステムを進めていく所管はどこか。

(事務局)

- 地域包括ケアシステム推進総合会議は市長をトップとして進めている。
- 福祉部（福祉部長）が、責任をもって地域包括ケアシステムを進めていくという役割を担っている。

(会長)

- 地域のみなさんの自主的な活動まで含めると、市社協にお願いしないと、そこは手が及ばないということもふまえ、2つのプロジェクトを動かす人として地域共生推進員を置いた、ということか。

(事務局)

- そのとおりです。

(事務局) 市社協

- 地域共生推進員は令和元年度から活動しており、国の制度が後から追いついてきた。
- 豊中市のほうが先行して、制度の狭間の課題や複数の課題を抱えている家庭の問題について仕組みづくりをするということを実施してきた。
- 地域共生推進員の取り組みがあったことで、新型コロナ禍で減収された方々やヤングケアラー問題などもフォローできた。また、新型コロナで大変になった外国人家庭が増えたが、幾分か救うことができたと思っている。

(会長)

- 重層的支援体制整備事業は非常に優れた仕組みだと思うが、心配なのは仕組みだけが回り始めると、手が付けられなくなるのではないか。
- CSWが見つないでいくときに、入り口と出口があって、出口の方が豊富にあればよいが、それを受けるだけのキャパがあるのか。
- 入口があっても出口がなければ詰まってしまう。
- 入口から出口のプロセスが見えない。プロセスを見えるようにするには出口づくりに取り組み、地域づくりに相当力を入れないといけない。

(事務局)

- 一人ひとりのケース対応を地域共生推進員にお願いしているわけではない。
- 豊中市が昨年度に作った多機関協働推進事業というのがある。
- 地域の課題や一人ひとりの課題が複雑化複合化している世帯について、支援会議をしている。会議のメンバーには、地域共生推進員や市社協、子どもの部局や生活困窮関係、福祉関係、教育関係などが入っており、多機関協働推進事業の中の多機関協働推進会議で支援方針を固めていくという流れになっている。
- 出口については、既存のサービスを活用したり、地域で交流・支え合いの場をつくるなど、様々な支援ができるような体制づくりを考えている。

(委員)

- 重層的支援体制整備事業での住まいの問題について、豊中市には居住支援協議会が住宅部局にあるが、そういった部局との連携についてはどうなっているのか。
- 居住支援に関する研究をしていると、居住支援の相談といっても福祉関係者がいう相談と、不動産関係者がいう相談は少し違う気がする。今後、何とかできないかと問題意識を持っている。豊中市ではどのように取り組んでいるのか。

(事務局)

- 暮らし支援課が所管している生活困窮者自立支援では、市社協とともに実施しているくらし再建サポートセンター事業がある。
- 居住支援協議会との連携については2つの間口があり、生活困窮者自立支援の中で住居を失ったり転居が必要な方をつなぐケースと、居住支援協議会のほうに直接家探しをしたいというご相談が寄せられるものがある。
- 前者であれば、支援しながらとなるが、居住支援協議会に入った相談についても、福祉的な配慮が必要な場合は、その段階で暮らし支援課か市社協に相談が入る。そうして、福祉的な課題は、暮らし支援課や市社協でサポートしたり、生活が立ち行かないということであれば、生活保護につないだりしながら、居住支援協議会は住宅の確保、暮らし支援課、市社協で福祉的な支援をしながら家探しをお手伝いする、というのが現状である。

(会長)

- 生活保護や公営住宅に入るとというのが一つの解決策となっているのはわかる。しかしそこまではいかず、例えば賃貸に入る場合、保証人が必要である。居住支援協議会が保証人制度を整えて、法人の保証人になってもらえれば、家主が安心する。貸す家主が安心する仕組みを市がつくること等がポイントになるのではないか。そのあたりの政策づくりなど議論はできているのか。

(事務局)

- 居住支援協議会の議論においては、どうすれば家主が安心して貸すことができるのか、というのが論点になってくる。
- 生活保護を受けている方であれば、一旦本人に渡すのではなく、保護費を直接家賃として支払うといった仕組みの活用が可能であることを伝えたり、支援機関が入っているので、何かあれば支援機関に相談できたり、サポート等が継続して使えることを伝えていく。
- 保証人がなかなかつかないというのは、継続的な課題として現在も残っている。

(会長)

- 制度の網の目からこぼれるのは中間層である。生活保護を受けたり公営住宅に入るといった人は問題を解決できるが、どちらにもいけない人が難しい。保証人制度がどこまで必要なのか、というのもあるが、家主が不安なのも分かる。
- ほとんど困ってどうしようもなくなってから対応するのではなく、その手前のところで

の支援が今重要な課題としてある。

(委員)

- 地域共生推進員を配置することによって、分野を超えたつながりを強化することだが、地域共生推進員を入れることによって、今までなかったようなつながりを作ったり、強化することが最終的な目的だと思う。
- 学校と福祉の連携プロジェクトに関することであると、ヤングケアラー支援に関わっている中で、学校と福祉の連携は本当に難しく、どこの自治体も非常に苦心している。例えば、学校と児童福祉系や学校と生活保護系であれば、昔からつながりがあるが、学校と介護関係、学校と障害関係、また成年後見や日常生活支援事業になってくると、本当につながりがない。
- 児童と介護など、つながりを強化していかないとヤングケアラー支援だけでなく、複合的な問題を抱えたケースの対応は非常に難しいと思う。
- CSWが入ることで、学校とCSW、SSWとCSW、そこからさらにつながりが広がっているんだとか、また逆に、ここのつながりの強化が今課題なんだ、ということがあれば教えて欲しい。

(事務局) 市社協

- 分野を超えたつながりづくりについては、地域福祉ネットワーク会議という圏域ごとの会議を先駆けてやっている。高齢・障害・児童、消防や居住支援協議会など、圏域に関わる人達が一堂に会して、その地域の課題を話し合っ、仕組みづくりをしていくことをこれまでもずっとやってきた。
- 色々やっている中で、学校はこれまでなかなか福祉が切り込んでいけなかったということもあるので、早くからSOSをだしてもらえ関係性を作ろうということが一つのテーマである。恒常的にこのテーマについてするというよりは、ここを引き継いで、プロジェクトから本事業に代わっていけば、また新たなことについても動いていくという形になる。
- 課題はつきない。例えば居住支援についても、新型コロナ禍では、生活保護ではない人達が一過性で生活困窮に陥ったときに、家賃が半額ぐらいの所に生活を変えないといけないということで、引っ越しされたこともあった。その辺の課題がまた見つかった時に、みんなで議論していく、という関係性で動いている。

(委員)

- 学校と福祉との連携では、スタート地点に立ったところで、これからさらに強化をしていきたいという理解でよいか。

(事務局) 市社協

- プロジェクトそのものは令和元年度からすすめており、毎年交流会を実施してきた。今年度からは、各小学校にSSWが配置されるようになり、そこからCSWに連携するような体制ができている。学校での勉強会やケース会議にも呼んでもらう関係というのはいくらできつつあると考えている。

(委員)

- 学校と福祉の連携というのは、学校とCSWとの連携が強化されることによって、ある程度達成できているという理解でよいか。

(事務局) 市社協

- CSWで全て解決するわけではないが、障害がある子どもがいる場合は、障害の分野とも連携するし、生活が苦しい場合は、生活保護とも連携する。就学援助の手続きができてない人については手続きの応援をする。CSWがつながったら全部解決するということではなく、CSWが各分野へのつなぎ役となる。学校も全分野とつながるといのは難しいので、入り口という意味合いでCSWが関わっている。

(会長)

- 教育の仕組みというのは国策で固まりシステムが出来上がりすぎて、それをつなぐという事は簡単ではない。
- 現状として、問題が色々起きているので、SSWを置いて、担当の先生が一人で悩まないように、一緒に考える仕組みを作っているが、正規職員でなかったり、常駐でなく巡回だったりするので、必ずしも学校の担当の先生が、SSWを活用したり信頼関係ができているかといふとなかなか難しい。
- 子どもの家庭環境の問題などを考えるきっかけになるけれど、地域に移らないと家庭にまで入れない。そういう意味でCSWがSSWと連携して、学校の先生と何らかの切り口を見いだせないかな、ということだと思う。

(事務局)

- 福祉と教育の連携は市の基本政策の一つとなっている。連携プロジェクトは市からの委託事業で市社協にやってもらっているが、一つの切り口であって、SSWとCSWとの連携だけを取り上げているだけに思われるが、今後はいろんな形で教育と福祉の連携を進

めていこうとしている。

- 成果品として、教職員のための福祉との連携ガイドをプロジェクトで作成した。学校で配布し、活用してもらっている。

案件2 『第4期豊中市地域福祉計画』の進捗管理について

③『第4期豊中市地域福祉計画』掲載指標について

(委員)

- 成年後見人制度を利用する人は、障害者と高齢者が主であるが、資産のある高齢者が利用するのと、例えば障害者で親がめんどうをみれなくなって、30年40年という長きにわたって制度を利用するのとでは、両方で状況が違う。
- 障害者の地域移行が進んでいるが、入所施設に入っていれば障害年金で賄えるが、グループホームに入ると毎月3万円ぐらい足りない。一人ぐらしをすれば数万円足りない。その足りない資金をどうしたらよいか、というのが障害のある子どもの親にとっては大きな問題である。また、障害のある子どもの親亡き後のお金は大きな問題である。
- 必死で3000万円貯めて、なんとか障害年金とあわせて暮らしていけるようにと考えても、成年後見制度では1000万円あると親族後見が難しく、専門後見を頼まないといけない。毎月2~3万円の出費がある。どうしたらいいのかとってしまう。
- 成年後見制度の利用者について、障害者と高齢者の割合を教えて欲しい。

(事務局)

- 成年後見制度利用者数・申し立て件数については、家庭裁判所からのデータになる。確認して後日お伝えする。(※1)
- 市長申し立て件数でいうと、高齢関係、生活困窮(福祉事務所)、障害関係の順になる。

(委員)

- 指標にある福祉施設から一般就労への移行者数について、福祉施設とは具体的に何か。
- 一般就労への移行者は思ったより少なかった。
- 一般就労ができた、で終わりではない。障害者の就労は不安定で、続けられないことも多い。
- 就労定着支援ができたが、条件があり皆が使えるわけではない。継続が問題になっている。継続できているのかどうかまでも把握してほしい。

(事務局)

- 福祉施設から一般就労への移行者数は、豊中市で障害福祉サービスの給付を受けていた人が、一般就労へ移行した数である。
- 福祉施設から一般就労への移行者数について、現在集計中のため、確認して後日お伝えする。(※2)
- 就労移行支援で就職するとその後6か月間定着支援を受けられるが、一般就労できても辞めて、また就労移行支援サービスを使うという人が多いというのは承知している。
- 一般就労に行かれた方のサポートや企業側の理解を進めていければ、定着率が高くなるのではないかと考えている。

(会長)

- 雇用・就労をサービスにしたのが問題である。どんな人にも働く権利がある。
- 就労継続支援B型では工賃しかもらえないが、社会につながる一つのツールとして意味はあるが、雇用に至らないという状況にしばりつけておくことにもなる。
- イタリアではソーシャルファームという企業が障害者の就労を保証するというのがあるが、日本では広がっていない。多様な働き方を考えていかなければならない。
- どんな指標をおけばそれが見える化できるのかについては、また考えなければならない。

(会長)

- 豊中市の障害者の事業所数は少ないのではないかと。

(事務局)

- 事業所は増えてはきているが、就労移行支援事業所については多くはない。就労継続支援B型の事業所がそれなりにあるが、就労に近い方はそんなに多くはない。

(委員)

- 居住支援は住まいを確保するだけでなく、継続することであったり、障害者の地域移行の住まいの安全の確保など、もう少し広げられる考え方ではないかと思う。
- 女性や若者の問題をとらえる指標はどれになるのか。不安定居住者や、シェルター的なものを必要としている人が一定いるので、それはどこでキャッチできるのか。
- 指標はどこかの段階で再度検討するのか。

(事務局)

- 地域福祉計画に記載している指標はほんの一部で例示的なものとなっている。分野別計

画のほうでも住宅の確保については取り組んでいる。

- 現時点は、若者や女性についての状況をとらえる指標は入っていない。
- 令和6年度を計画始期とする第5期地域福祉計画の策定時に、KPIの見直しをする予定である。

案件3 『第5期豊中市地域福祉計画』策定スケジュールについて

(会長)

- 今日成年後見関係や障害者関係などたくさんの意見がでたが、計画策定過程でいくつかが検討プロジェクトは作れないのか。

(事務局)

- 今の段階では計画策定にかかる部会やプロジェクトの設置は考えていない。
- 一つ一つの課題を掘り下げる必要がでてくれば、検討はしていかなければならないと考えている。
- 今日いただいた意見については、既存の会議体を活用して議論を深めていく。新たなものが出てきたら、また検討する。

【会議後意見】

(委員)

- 障害者福祉施設から一般就労への移行者数について意見が出ていた。数値だけでなく、豊中市では、多くの福祉作業所が日中の居場所としての役割をもって発展してきた背景について知る必要がある。
- 福祉と教育の連携について、一例として障害者の通学支援では、福祉と教育の連携がうまくいってない。
- 皆で様々な機会を通じて連携について考え、取り組みを進めていく必要があるのではないか。

【会議意見にかかる情報提供】

●議事概要9ページ(※1) 関係

- 年後見制度利用者数・申し立て件数について、家庭裁判所では「認知症、統合失調症、知的障害、高次脳機能障害、遷延性意識障害、その他」という区分で集計しており、高齢者、障害者と分けることができない。例えば、高齢者になってから知的障害の区分で

計上されている人もいる。

●議事概要10ページ（※2）関係

- 令和2年度の福祉施設から一般就労への移行者数の実績は60人で、内訳は、就労移行支援48人、就労継続支援A型2人、就労継続支援B型9人、自立訓練1人である。
- 令和3年度の福祉施設から一般就労への移行者数の実績は52人で、内訳は、就労移行支援49人、就労継続支援A型2人、就労継続支援B型1人である。

（以上）